

徳島県警察本部告示第3号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月19日

徳島県警察本部長 児玉誠司

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する告示

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程（令和3年徳島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）」を「徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和8年徳島県公安委員会規則第8号）」に、「第12条」を「第11条」に改める。

第2条の見出し中「行う」を「する」に改め、同条中「第4条第1項」を「第4条」に、「行う」を「する」に、「同項」を「同条」に改める。

第3条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「行う者が同項」を「する者が同項」に、「法令等」を「条例等」に、「行う者」を「する者」に改める。

第4条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に、「が別に定める」を「の指定する」に改める。

第5条を削る。

第6条中「第6条第1項」を「第7条」に、「同項」を「同条」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削る。

附 則

この告示は、令和8年5月21日から施行する。